

令和8年度 古着類の選別・リユース可能性調査業務 仕様書

1 業務名

令和8年度 古着類の選別・リユース可能性調査業務

2 目的

本市では、使用済衣類を古着類として行政回収しているが、リユースできるもの／できないもの、衣類／衣類以外（布、タオルなど）を一括して回収し、それらは入札により選定した故繊維事業者等に対し、そのまま引き渡している。

その後、大多数はリサイクル又は海外輸出されており、リサイクルでは、ウエス・フェルトなどカスケードリサイクルとなっている。また海外輸出は、本来リユースが目的であるものの、主な輸出先である東南アジアでニーズのないもの（冬物等）は廃棄されるなど、質の高い循環ができていない状況がある。

上記現状を踏まえ、使用済衣類のより質の高い循環のモデルを京都で形成することで、日本国内へ波及させていくことを目指し、行政回収した古着類を最大限地域の資源として活用していくため、本業務では、回収した古着類の一部を、種類や状態毎に選別し、リユース・リサイクルできる可能性があるものの組成割合を調査するとともに、選別に係る労力や効率的かつ効果的な手法について検証するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 業務内容

(1) 選別調査

行政回収した古着類の一部を、状態（リユースの可否）や種類（年齢層、品目、素材等）毎に選別し、組成割合を調査する。

ア 概要

本調査のフローは以下のとおり。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①市民から回収した古着類を、選別・保管場所に運搬②選別・保管場所において、古着類を選別③リユース可能な古着類は別途本市が活用するため、最長で令和9年1月22日まで保管④不要になった古着類は、本市が売却又は処分 |
|---|

調査対象は、本市の資源物回収拠点である上京リサイクルステーション（以下「上京RS」という。）^{※1}で回収した古着類とし、調査量は4トン以上。選別作業場所及び保管場所は、上京RS又は山科積替所^{※2}とする。ただし、受託者が自ら用意することは妨げない。

※1 所在地：京都市上京区甲斐守町100

※2 所在地：京都市山科区勸修寺閑林寺

イ 古着類の運搬

上京RS、選別・保管場所間の運搬は、2トン相当の平床トラックを用いて、本市が実施する。ただし、受託者が自ら運搬車両を用意し、運搬することは妨げない。

ウ 古着類の選別

運搬した古着類は、状態（リユースの可否）や種類（年齢層、品目、素材等）毎に選別し、組成割合を調べること。

エ 古着類の保管及び処理

選別した古着類のうち、リユース可能なものは、最長で令和9年1月22日まで保管すること。リユース可能な古着は、別途本市が活用する予定のため、保管に当たっては、古着類の品質が保たれるよう配慮すること。

なお、リユース不可能なものは、本市が売却又は処分する。

オ その他留意事項

選別調査の実施に当たっては、本市の業務（上京RSにおける市民の資源物の排出、本市から売却業者への資源物の引渡、山科積替所における他の業務等）に支障が生じないように努めること。また、本調査に必要な機材、道具等は、受託者が用意すること。

(2) 選別に係る労力や手法等についての検討

(1)で実施した選別調査の結果を踏まえ、必要な人員や機材、スペースなど、古着類の選別に係る条件、情報を整理する。

また、行政回収した古着類を最大限地域の資源として活用していくに当たり、効率的に選別を行うために必要と考えられる設備や実施体制、外部事業者への委託など、効率的かつ効果的な手法を検討し、併せて選別を定常的に行う場合に想定されるイニシャル及びランニングコストを検討し、取りまとめる。

5 業務の実施

- (1) 業務を適切かつ円滑に実施するため、本市担当職員と常に密接な連絡を取り、必要事項について、逐次、打合せを行うこと。
- (2) 本市が特別の事情があると認めた場合を除き、提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (3) 契約締結後は、速やかに、業務工程、スケジュール、実施体制を示した業務実施計画書を提出して本市の指示を受けるとともに、業務に着手すること。

なお、業務実施計画書の策定に当たっては、以下のスケジュール（予定）を参考とすること。

【スケジュール（予定）】

令和8年6月中旬	契約締結
6月中旬～10月頃	選別・調査の実施
令和9年3月	業務完了報告書の提出

- (4) 業務完了後は、速やかに業務完了報告書を提出すること。

6 業務完了後の提出物

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 本業務で取得又は作成した資料 1部
- (3) 上記(1)、(2)の電子データを収録したCD-R又はDVD-Rなどの電子媒体 1式

7 その他

- (1) 本業務により得られた成果は、原則として本市に帰属する。
- (2) 本業務に関し、受託者が本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。また、受託者は、本業務で知り得た本市及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。契約期間中のみならず契約期間終了後においても、同様とする。
- (3) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
なお、本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を本市に通知し、本市の承諾を得ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が決定するものとする。

※ この仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり、提案の募集時において委託を予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、協議のうえ修正を行うことがある。